

令和5年度 物価高騰対応重点支援臨時給付金 のご案内

問 健康推進課保健子ども係 ⑧⑨番窓口 TEL65-3008

物価高騰による負担増を踏まえ、下記を支給します。

- ①住民税均等割のみ課税されている世帯に対し 10 万円の給付金
- ②対象世帯への給付の加算（こども加算）

■給付対象

住民税均等割のみ課税されている世帯へ 10 万円の給付対象世帯

基準日（令和5年12月1日）時点で湯浅町に住民票がある世帯で、令和5年度分の住民税が均等割のみ課税されている世帯

※世帯全員が住民税課税者から扶養されている世帯は対象外です。

住民税が均等割のみ課税されている世帯とは

- 令和5年度住民税が均等割のみ課税されているものだけで構成されている世帯
- 均等割のみ課税されているものと非課税者または未申告者で構成されている世帯

対象世帯への給付加算（こども加算）対象者【児童1人当たり5万円の給付】

■対象者（世帯単位）が基準日時点で湯浅町に住民票がある世帯で、世帯全員の令和5年度の住民税（令和4年1月～12月の収入を基に算定）が **均等割非課税または均等割のみ課税** である世帯

※世帯全員が課税者から扶養されている世帯は支給対象外です。

■加算対象となる児童の範囲

原則として上記の給付対象世帯と基準日（令和5年12月1日）において同一世帯となっている **18歳以下（平成17年4月2日以降生まれ）の児童**

〈例外的に対象となる児童〉

- 基準日以降に生まれた新生児
- 対象世帯とは別世帯だが扶養している児童（申請が必要です）

〈例外的に対象とならない児童〉

施設入所児童は、対象世帯から施設への住民票の異動有無に関わらず、原則として対象外

■受給手続き

対象世帯には、湯浅町から関係書類を順次確認書を送付します。内容を確認し、同封の返信用封筒にて返送をお願いします。

※令和5年1月1日以降に転入され、所得情報が不明な世帯は申請が必要となりますので、役場までご連絡ください。

国民健康保険からのお知らせ

問 健康推進課国保年金係 ⑦番窓口 TEL65-3008

こんなときは必ず届出をお願いします

- **職場の健康保険などに加入したとき**
届出には職場の健康保険証と国保の保険証の両方が必要です。
- **職場の健康保険などをやめたとき**
届出には脱退証明書または喪失証明書が必要です。※離職票とは異なります。
- **保険証を紛失または破損されたとき**
再発行の手続きには、本人確認資料（マイナンバーカード、免許証等）が必要です。
- **交通事故等によるケガで国保を使って病院にかかるとき**
健康推進課国保年金係にお問い合わせください。



※国保の脱退はオンラインでも届出いただけます。こちらからお手続きください。



◀ 国保脱退手続きフォーム